

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：33111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730550

研究課題名(和文) 異文化を背景に持つ子どもたちのDV被害に関する実態把握と支援プログラムの開発

研究課題名(英文) Research to understand the actual conditions and development of support programs for children with a cross-cultural background raised in families with domestic violence

研究代表者

寺田 貴美代(Terada, Kimiyo)

新潟医療福祉大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：70352680

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、外国人母とともにドメスティック・バイオレンス(DV)による被害を受けた子どもなど、異文化を背景に持つ子どものDV被害の実態について考察したものである。DVからの直接的被害としては、DV加害者と被害者の両方から虐待を受ける危険性が高く、また、家庭環境から多大な影響を被ることが把握された。そして、直接的被害から生じる間接的被害としては、学業不振や、価値観およびアイデンティティのゆらぎ、母子関係の不安定化などが長期に渡って存続することが明らかとなった。そのため、子ども自身が多様な文化的背景に価値を見出せるようアイデンティティ確立を支える長期的支援体制の確立が不可欠であることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study examines the conditions of child victims of domestic violence (DV) who are growing up in a cross-cultural background with a non-Japanese mother. The results show that these children who are exposed to DV are at greater risk of being victimized by both the batterer and the victim; they are also seriously affected by their family environment. In addition to this direct harm, DV subconsciously affects children's social relationships by manifesting itself in learning difficulties, an unstable sense of values and/or identity, and destabilized mother-child relationships. It is shown that such indirect effects derived from the direct violence could persist over time. To combat these effects, multilateral long-term support to monitor each child's situation, help establish their identity and develop an appreciation for their diverse cultural backgrounds is essential.

研究分野：国際社会福祉論、福祉社会学

キーワード：ドメスティック・バイオレンス 異文化を背景に持つ子ども 児童 女性

## 1. 研究開始当初の背景

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV 防止法」)にて、被害者とは事実婚なども含む配偶関係において「配偶者からの暴力を受けた者」と示されているように、一般的に DV の被害者は、配偶者や恋人など親密な関係にある者やあった者による暴力の被害者をさす。ただし近年の研究によって DV と児童虐待には密接な関係があることが明らかになっており、DV のある家庭で育つ子どもたちは保護者から虐待を受けるリスクが高く、また DV の目撃などによる間接的被害も深刻であることが報告されている。さらに 2005 年に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」にて、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」が児童虐待にあたることが明記されたように、日本でも家庭内で DV に晒されることによる子どもの被害に関する認識が広まっている。

このような中、日本人と外国人の婚姻関係、いわゆる国際結婚が増加傾向にあり、その大半を日本人の夫と外国人の妻という組み合わせが占めていることから、日本人男性と外国人女性との間における DV 被害が増加し、そのような家庭で育つ子どもたちにも影響が広がっている。

報告者はこれまでの研究において、外国人女性の DV 被害には日本人の被害とは異なる特徴があり、その支援には外国人の法的地位や文化的背景などへの配慮が不可欠であることを指摘してきた(科学研究費補助金若手 B 課題番号 21730467「外国人 DV 被害者の実態把握と支援プログラムの構築」)。この研究の進展に伴い、DV による被害は直接的な被害者である外国人女性のみならずその子どもにも広がっており、日本人父と外国人母との狭間で子どもたちは特有の困難を抱えやすく、長期に渡って影響が存続することが把握された。

しかしながら、このような子どもたちに対しては十分な支援体制が確立されているとは言いがたく、学校や支援団体などの各機関や関係者の個別的努力に委ねられているのが現状である。そのため異文化を背景に持つ子どもたちの被害に関する詳細な実態把握と、効果的な支援プログラムの開発が急務の課題であると考え、本研究においては、次の通りの目的を設定した。

## 2. 研究の目的

(1) 異文化を背景に持つ子どもが DV から受ける影響を把握する。そして、問題の背景に対する分析を行うことにより、子どもたちの被害の実態を明らかにする。

(2) 現状の支援体制の問題点を分析することにより、多様な文化的背景や家庭環境への配慮、および社会への働きかけを伴う、長期的かつ包括的な支援プログラムを構築する。

## 3. 研究の方法

### (1) 聞き取り調査による実態把握

DV 被害を受けた外国人母子を支援している母子生活支援施設と、この母子生活支援施設と連携して支援ネットワークを形成しているシェルターなどの NPO 団体において聞き取り調査を行い、異文化を背景にもつ子どもたちの被害と母子関係への影響を中心に検討し、被害の実態を明らかにした。

具体的には、外国人 DV 被害女性とその子どもに対して多文化ソーシャルワークを提供している母子生活支援施設とその連携機関において、施設長と職員を対象として参与観察法および非指示的面接法による質的調査を行った。主な調査項目としては、職務の状況、支援上の困難とその対応、支援者が有する利用者観や支援観、支援の問題点と今後の方策、他機関との連携の実態などを挙げ、提供されている支援プログラムの実態について調査した。

### (2) 調査結果の分析と支援プログラムの検討

これまで報告者が実施した外国人 DV 被害女性に関する研究結果と、本研究で得られた調査結果を分析することで、子どもの被害の実態を解明し、異文化を背景にもつ子どもたちの DV 被害に関する支援プログラムについて検討した。

具体的には、本研究の調査結果を踏まえて現状の支援の問題点を分析しつつ、DV や児童虐待、外国人支援に関するソーシャルワーク理論を援用し、長期的な視座から実践的な支援体制を考察した。さらに、多様な文化的背景を有するクライアントに対するソーシャルワークである多文化ソーシャルワークを活用することで、コミュニティや社会的ネットワークなどと連携した包括的な支援のあり方を検討し、文化的被害と心理的被害の複合など異文化を背景にもつ子どもたちの DV 被害に特有の問題に対応した支援プログラムを考察した。

## 4. 研究成果

### (1) 調査結果

母子生活支援施設とは児童福祉法に基づき、入所者の保護や生活支援、退所者への相談や援助を行う施設である。調査対象となった母子生活支援施設では、被害者の国籍を問わず、広域から入所を受け入れる体制をとっており、英語やタガログ語を話せる職員もいるため、外国人 DV 被害者が集まりやすいという背景がある。そして、全入所者の入所理由の約 90% が、DV 被害であるという点に特徴がある。

入所者に対しては、施設入所後の時間の経過に伴う生活問題の変化に合わせて、段階別の支援プログラムを提供している。すなわち、安全を確保し、心身を回復させるための緊

急保護、離婚や親権取得、在留資格取得、家族関係の調整など当面の生活問題の解決や改善、育児や栄養指導、日本語の習得や日本文化の理解など今後の生活に必要な知識の習得、就労先や居住先の確保など自立に向けた生活基盤の整備、退所後の生活を支えるためのアフターケア、という5段階があり、入所者の個別状況に合わせた支援を提供している。

つまり、外国人 DV 被害女性とその子どもが必要とする支援は、目前の危機的状況を回避するための緊急対応に留まるものではない。言語や法制度、習慣、価値観など多様な文化的・社会的背景への配慮が必要であり、入所中の支援提供だけでなく、退所後の生活も視野に入れた包括的な支援の展開が求められている。

したがって、本研究の調査によって明らかとなった支援プログラムを単なる一事例として捉えるのではなく、より広範な被害者支援体制の整備へとつなげることが重要である。すなわち、生じた問題への局面的な対応のみならず、時間的経過の中で個別の状況を把握し、多様な文化的・社会的背景に肯定的な価値を見出せるようアイデンティティの確立を支え、生活再建へとつなげる長期的な視点が不可欠といえる。

## (2) 多文化ソーシャルワークを活用した支援プログラムの構築

これまでも外国人クライアントへの支援に際しては、多文化ソーシャルワークを導入する重要性が既存の研究において指摘されてきたが、DV 被害者やその子どもたちへの支援に関しても、積極的な活用が求められることが明らかとなった。

特に、子どもたちが受ける DV 被害は極めて深刻であるにもかかわらず、その実態はこれまでほとんど注目されてこなかった。配偶者間の直接的な被害者である外国人女性については、DV 防止法において被害者の国籍を問わず人権を尊重することが明記され、その特殊な状況への理解や配慮が広がりつつある。その一方で、同じく DV の影響を被りながらも子どもたちに対しては十分な支援体制が確立されているとは言い難く、学校や支援団体などの各機関や関係者の個別的な努力に委ねられているのが現状である。異文化を背景にもつ子どもたちに対する支援体制の構築が急務の課題となっており、生じた問題への局面的な対応ではなく、時間的経過のなかで一人ひとりの状況を把握し、子ども自身が多様な文化的背景に肯定的な価値を見出せるようアイデンティティ確立を支える長期的支援が重要になっている。そのためには、子どもたちの成長過程に応じた支援を多面的に提供することができる体制を早急に確立する必要があり、直接的な支援者や支援機関だけでなく、子どもを取り巻く広域な関係機関が連携することによって社会の側か

らこのような子どもたちの受け入れ環境を整え、社会的に不利な状況を改善することが求められている。

その意味において、多文化ソーシャルワークの知見や技術を生かしつつ、多様な文化的・社会的背景や家庭環境への十分な配慮を伴う支援提供が不可欠である。そして、直接的な支援者や支援機関によるサポートはもちろんのこと、関係機関が連携し、包括的な支援を提供できる体制を早急に確立することが急務の課題である。

## (3) 今後の課題

複数の先駆的取り組みによって培われてきた支援方法の有効性を検証することにより、より効果的な支援プログラムへと発展させていくことが重要な課題であると考えられる。今回の研究においては、子どもたちの被害に関する実態把握と、時間的経過に伴う問題変容に関する分析を行い、実践的な支援の方策について考察したことから、今後は、さらに広範な先行研究における理論を慎重かつ柔軟に取り入れ、その有効性や可能性を検討する必要があると考えられる。そして、より実践的な観点から長期的な支援プログラムへと発展させていくことが重要な課題であると考えられる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

寺田貴美代、社会福祉領域における社会システム理論の導入に関する考察、新潟医療福祉学会誌、査読有、14巻、2号、2015、21-27

Kimiyo Terada, 'A discussion of consensus building in social work practice', Niigata Journal of Health and Welfare, 査読有, Vol.13, No.1, 2014, 22-23

寺田貴美代、多文化ソーシャルワークを用いたDV被害者支援:外国人女性とその子どもに対する支援提供からの考察、新潟医療福祉学会誌、査読無、14巻、1号、2014、66

寺田貴美代、利用主体 提供主体の相互規定を通じた社会福祉の成立、福祉社会学研究、査読有、10巻、2013、103-124

寺田貴美代、社会福祉領域におけるソーシャル・マーケティング概念の意義に関する考察、新潟医療福祉学会誌、査読有、13巻、2号、2013、44-51

Kimiyo Terada, 'A study on the effects of growing up in a family with DV on children with a cross-cultural background: field research from a maternal and child living support facility', Niigata Journal of Health and Welfare, 査読有, Vol.11, No.1, 2012, 12-21

〔学会発表〕(計2件)

寺田貴美代、多文化ソーシャルワークを用いたDV被害者支援:外国人女性とその子どもに対する支援提供からの考察、新潟医療福祉学会、2014.10.25、新潟医療福祉大学(新潟県)

寺田貴美代、社会福祉を規定する価値判断に関する考察:利用主体と提供主体間の関係性からの検討、福祉社会学会、2012.6.30、東北大学(宮城県)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

寺田 貴美代 (TERADA, Kimiyo)  
新潟医療福祉大学・社会福祉学部・准教授  
研究者番号: 70352680